

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの保育料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料・副食費(かほく市独自支援)が無償化**されます。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの**3年間(36か月)**です。
(注) 1号認定児童については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償となります。
 - **副食費**とは、おかず・おやつ等の費用のことです。(ごはんなどの**主食は保護者負担**となります)
 - 通園送迎費、行事費などは、これまで通り保護者の負担になります。
 - **0歳から2歳までの子どもたちについては、市民税非課税世帯を対象**として保育料が無償化されます。
 - 子どもが2人以上の世帯はこれまで通り、**第2子は半額(一部、要件を満たした場合無償)、第3子以降は無償**となります。
- ※すでに1号・2号・3号認定を受けている子どもは手続きの必要はありません。
※子どもの人数と利用者負担額については、裏面のフロー図をご確認ください。

1号認定の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- **こども園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額16,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。
(注) 保育の必要性がある児童に限ります。
- **就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。
※詳細については、かほく市健康福祉課 (TEL 076-283-7120) へお問い合わせください。

問い合わせ先：かほく市子育て支援課

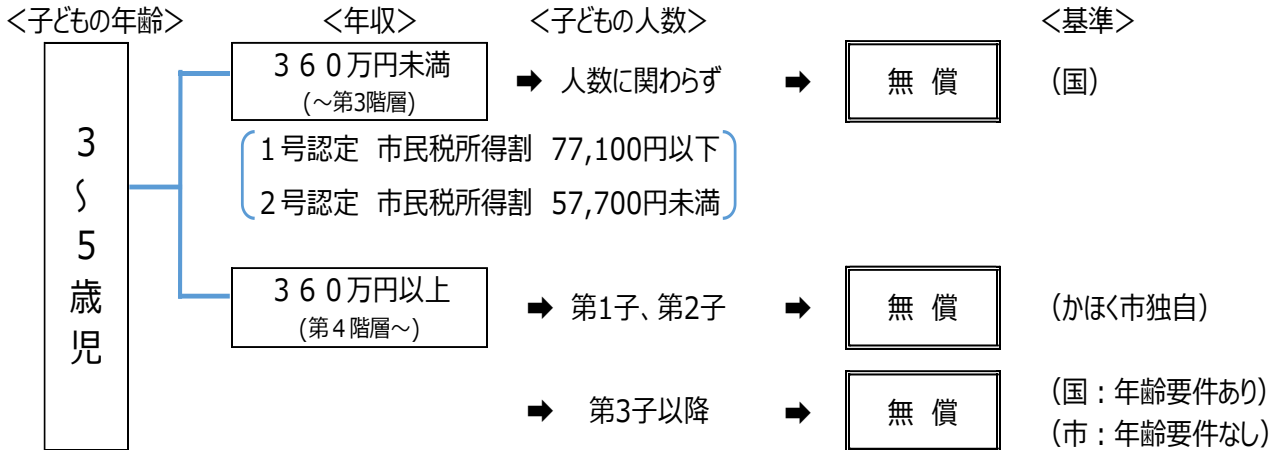
TEL：076-283-7155

E mail：kosodate@city.kahoku.lg.jp

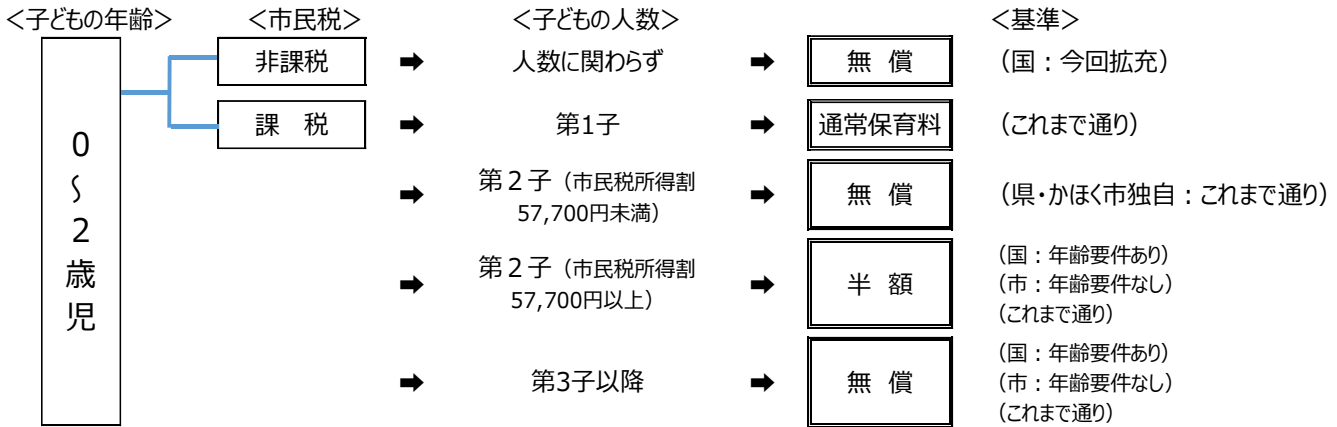
10月以降の利用者負担額のフロー図 (3-5歳児：副食費) (0-2歳児：保育料)

副食費

※かほく市外の施設をご利用の場合の副食費については、一部実費負担となる場合があります。



保育料 (主食費・副食費含む)



ひとり親世帯等の場合

副食費 (3〜5歳)

⇒ 上記と同じ

保育料 (0〜2歳)

⇒ 第3子以降：全員無償

⇒ 第1子と第2子：下表の通り

ひとり親世帯等とは

- ・母子・父子家庭世帯
- ・在宅障がい者がいる世帯
- ・生活保護法に定める要保護世帯

保育料の階層	第1子	第2子
第1〜第2階層	無償	無償
第3階層	(通常保育料-1,000円)の半額	無償
第4-1階層	9,000円	無償
第4-2階層 (所得割77,101円未満)	9,000円	無償
第4-2階層 (所得割77,101円以上)	通常保育料の半額	通常保育料の半額×1/2
第5-1階層以上	通常保育料	半額

